



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*1 和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則 (総務課) 1

○ 教育委員会規則

*2 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

114 指定自立支援医療機関の指定 (こころの健康推進課) 2

115 " () 2

116 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数 (国民健康保険課) 3

117 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不分明 (森林整備課) 3

118 道路の区域変更 (道路保全課) 3

119 道路の供用開始 () 4

規 則

和歌山県規則第1号

和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年2月10日

和歌山県知事 宮崎 泉

和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(令和5年和歌山県規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式、別記第13号様式及び別記第21号様式中「又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第2号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年2月10日

和歌山県教育委員会教育長 今西宏行

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員調整基本額表（第5条の3関係）		別表第1 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員調整基本額表（第5条の3関係）	
ア 小学校、中学校等教育職員給料表		ア 小学校、中学校等教育職員給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4級	<u>12,900円</u>	4級	<u>12,700円</u>
イ 高等学校等教育職員給料表		イ 高等学校等教育職員給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4級	<u>13,300円</u>	4級	<u>13,100円</u>
別表第1の2 定年前再任用短時間勤務職員調整基本額表（第5条の3関係）		別表第1の2 定年前再任用短時間勤務職員調整基本額表（第5条の3関係）	
ア 小学校、中学校等教育職員給料表		ア 小学校、中学校等教育職員給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4級	<u>12,300円</u>	4級	<u>12,200円</u>
イ 高等学校等教育職員給料表		イ 高等学校等教育職員給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4級	<u>12,600円</u>	4級	<u>12,500円</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第114号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年2月10日

和歌山県知事 宮崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションそら	橋本市高野口町大野334-3	株式会社よきかな	令和8.1.1

和歌山県告示第115号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年2月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指定年月日
老人訪問看護ステーションかまやま	和歌山市和田350番地	医療法人稻祥会	令和8.2.1

和歌山県告示第116号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）の規定により知事が定める数を、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数としたので、告示する。

令和7年和歌山県告示第106号（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数）は、令和8年2月9日限り廃止する。

令和8年2月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

算定政令第9条第3項の知事が定める数	0.25
算定政令第9条第5項の知事が定める数	0.8465068973317
算定政令第9条第8項の知事が定める数	1.0019370329633
算定政令第9条第9項の知事が定める数（一般納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7
算定政令第10条第3項の知事が定める数	0.8457798946003
算定政令第10条第6項の知事が定める数	0.9999999972627
算定政令第10条第7項の知事が定める数（後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7
算定政令第11条第3項の知事が定める数	0.8467304633931
算定政令第11条第6項の知事が定める数	0.9999999921612
算定政令第11条第7項の知事が定める数（介護納付金納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7

和歌山県告示第117号

令和8年和歌山県告示第5号（以下「告示第5号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をかつらぎ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年2月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不明である通知の相手方
奥田哲夫
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第5号のとおり

和歌山県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年2月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 西川原粉河線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
紀の川市上丹生谷字奥ノ原638番1地先から同市上丹生谷字上ノ平586番1地先まで	旧	6.24 9.93	130.95	
同上	新	6.24 9.93	130.95	

和歌山県告示第119号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年2月10日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 西川原粉河線

供用開始の区間 紀の川市上丹生谷字奥ノ原638番1地先から同市上丹生谷字上ノ平586番1地先まで

供用開始の期日 令和8年2月10日